

歩行者優先憲章(仮称)草稿案

わたしたちの京都では、日々の暮らしの中で、まちを歩き続けることにより 1200 年を超える永い歴史を積み重ねてきました。まちに暮らし、まちを歩きながら、自然を愛で、他者と集い、そのことによってまちの賑わいを絶やさずに大切に育て続けてきました。

言うまでもなく、京都には、歩いて楽しむことのできる、世界遺産をはじめとした数多くの歴史的資産や趣ある町並み、優れた伝統や文化、山紫水明の自然や景観など、世界に誇るべき地域の財産が凝縮されています。このような京都の魅力を次世代に継承していくためにも、まちのたたずまいや環境に負担をかけることのない“歩く”という移動手段を大切にしながら続けていくことが不可欠です。そして何より、本来、まちのなかはだれもが安心して快適に歩くことができる場所です。一人ひとりにとってみれば歩くことそのものは楽しむべき活動の一つであり、まち全体から見れば多くの歩く人々はまちの賑わいと活力の重要な源泉となっています。

こうした「歩くこと」の重大な意味に鑑み、わたしたちの京都では、京都の歴史と伝統、そして地球環境を守り、世界の範となる「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するため、ここに歩行者優先憲章を定めます。

わたしたちの京都では、市民一人ひとりには、

- ・ 健康的で、人と環境にやさしい、歩いて楽しい暮らしを営みます。

そして、市民と行政が一体となって、

- ・ だれもが歩いて出かけたい道路空間と交通手段を整えていきます。
- ・ 歩いて楽しむ魅力あるまちを創っていきます。
- ・ 京都を訪れる人にも、歩く魅力を満喫できるまちづくりを呼びかけていきます。